

福岡県介護ロボット導入支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡県介護ロボット導入支援事業費補助金(以下「補助金」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、福岡県補助金等交付規則(昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、介護ロボットの導入を促進することにより、介護従事者の負担軽減を図るとともに、介護業務の効率化を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、介護保険法に基づく指定・許可を受けた福岡県内に所在する事業所(以下「事業者」という。)に介護ロボットを導入する事業(以下「補助事業」という。)を交付対象とする。

(用語の定義)

第4条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護ロボットとは、次のアからウまでの全ての要件を満たすロボットをいう。

ア 目的要件

日常生活支援における、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減及び業務の効率化に効果のあるロボット

イ 技術的要件

経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」(平成30年度からは「ロボット介護機器開発・標準化事業」)において採択されたロボット、または、センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行うロボット技術を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を介護分野で発揮するロボット

ウ 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあるロボット

(2) 介護ロボット導入計画とは、この補助金を受けるにあたって事業者が作成する、介護従事者の負担軽減及び業務の効率化のための介護ロボットの導入計画をいう。当該計画は、導入後3年間の達成すべき目標、導入すべき機器及び期待される効果等を記載し、報告を行うものとする。

(補助対象経費)

第5条 この補助金の対象経費は、介護ロボットの購入に係る経費とする。ただし、設置工事費、保険料及び消費税は含まない。

(交付額の算定方法)

第6条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。

- (1) 1台あたり、第5条に定める対象経費の2分の1以内、30万円を上限とし、千円未満は切捨てとする。
- (2) 介護ロボットの台数の算定単位は、介護機能を提供できる機器一式を1台と算定する。
- (3) 1回あたりの限度台数は、施設・居住系サービスは利用定員数を10で除した数を、在宅系サービスは、利用定員数を20で除した数を限度台数とし、1台未満は切り上げとする。
- (4) 介護ロボット導入計画一計画につき一回の補助とする。

(交付の除外要件)

第7条 交付の申請をしようとする事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている団体
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている団体
- (4) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体
 - イ 暴力団員が実質的に運営している団体
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

(交付の条件)

第8条 この補助金の交付の決定については、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産については、規則第20条の規定により知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (3) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (4) 補助事業により取得、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (5) 補助事業を行うために請負契約を締結する場合には、一括下請負の承諾をしてはならない。
- (6) 補助金と補助事業に係る証拠書類の管理については、補助事業に係る収入及び

支出を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は規則第20条の規定により、知事が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(7) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(8) 事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく県の負担又は補助を受けてはならない。

(申請手続)

第9条 事業者が補助金の交付を受けようとするときは、様式1により別に指示する期日までに知事に申請しなければならない。

(交付決定の通知)

第10条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付決定を行い、様式2により事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消)

第11条 知事は、事業者が第7条に規定する団体であることが判明した場合又は第8条に規定する条件に違反した場合、不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(事業変更の承認)

第12条 事業者は、補助事業の内容の変更（事業に要する経費の減額の場合を除く。）をしようとするときは、あらかじめ様式3により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をする場合は、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業の中止又は廃止)

第13条 事業者は、補助事業の中止、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ様式4により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

(概算払の請求)

第14条 事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、様式5により知事に請求しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の全部又は一部について概算払をするものとする。

(実績報告)

第 15 条 事業者は、補助事業が完了したとき、その日から起算して1月を経過した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、様式6により知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 16 条 知事は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、当該実績報告書に基づいて、第6条により算定した額と交付額のいずれか少ない方の額により、補助金の額を確定するものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う報告)

第 17 条 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む。）は、様式7により速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(その他)

第 18 条 特別の事情により第9条、第12条、第13条、第15条に定める手続によることができない場合には、あらかじめ、知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この交付要綱は、平成27年9月18日から施行し、平成27年度から平成32年度までの補助金に適用する。

附 則

この交付要綱は、平成29年10月4日から施行し、改正後の福岡県介護ロボット導入支援事業費補助金交付要綱の規定は、平成29年度の補助金から適用する。

附 則

この交付要綱は、平成30年5月7日から施行し、改正後の福岡県介護ロボット導入支援事業費補助金交付要綱の規定は、平成30年度の補助金から適用する。

附 則

この交付要綱は、令和元年6月5日から施行し、改正後の福岡県介護ロボット導入支援事業費補助金交付要綱の規定は、平成31年度の補助金から適用する。